

事業名	食品衛生指導監視事業費		
細事業名	食中毒調査体制整備事業費	財務コード	087704
担当部課室	福祉保健 部 衛生業務 課	食品衛生・動物愛護 担当 (内線)	3457

調書番号	50
------	----

I 事業の概要

実施期間	始期 S22 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
目的	だれ(何)を対象に ①食中毒症状を呈する者 ②食品等事業者	その対象をどのような状態にして ①食中毒の病因物質を特定できる。 ②食中毒の発生原因を特定できる。	結果、何に結びつけるのか 適切な治療方針の決定への寄与 健康被害の拡大防止
	内容 ○食中毒病因物質検査(細菌検査182検体、ウイルス検査329検体、遺伝子解析検査44検体)		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
活動指標	検査数(合計)	目標 740	740	740	740	740	740	740
	①細菌検査件数	実績(見込) 961	1,391	1,079	1,163	555	750	
	②ウイルス検査件数	達成率 129.9	188.0	145.8	157.2	75.0	101.3	
	③遺伝子解析検査数	達成区分 a	a	a	a	b	a	
成果指標	病因物質特定 特定件数/食中毒件数	目標 全特定	全特定	全特定	全特定	全特定	全特定	全特定
		実績(見込) 7/7	7/7	15/16	9/9	10/10	10/10	
		達成率 100.0	100.0	93.7	100.0	100.0	100.0	
		達成区分 b	b	b	b	b	b	
決算(予算) 単位:千円		4,407	1,921	4,793	3,274	4,105	9,044	9,128

III 事業の評価(平成29年度の業績評価)

活動指標	b	評価 平成29年度は、食中毒の疑いに係る件数が少なかったため検査数が減っているが、食の安全・安心における消費者の関心が高まり、例年、食中毒と疑われる苦情等が発生しているため、細菌検査、ウイルス検査ともに活動量がある。
成果指標	b	

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。
 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

IV 見直しの必要性(平成31年度に向けた改善等の考え方)

県関与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input checked="" type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他 ()
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明	食中毒発生における原因追及であるため、結果の成果に対して評価できない。
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()
その他	説明	食中毒の原因物質を特定するための検査は法令等で定められたものであり、食中毒事件が発生すれば速やかに実施しなければならないものである。県の検査機関で実施することにより、緊急性を要する場合にも速やかに対応できる。
見直しの必要性	無	食中毒発生原因の究明のために行う検査であり、その検査方法も定められているため、見直しの必要はない。

V 見直しの方向(平成31年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明	
-------	----	--

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。